平成２５年（フ）第１０３号
堺市西区家原寺町２丁15番21号
破産者　ネイルサロンＯｎｌｙ－ｏｎｅこと　小山エリカ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
広島県廿日市市宮島口西１丁目７番25号201
破産者　岡田　　翼
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５９号
広島市佐伯区皆賀２丁目８番28―303号
破産者　黒川　功嗣
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４９号
広島市西区庚午南２丁目36番23―201号、申立時の住所広島市西区庚午中２丁目12番25―204号
破産者　植垣　朋子
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４号
徳島県阿南市橘町幸野１―11　佐々木恵子方、旧住所徳島県徳島市城東町２丁目１―40アルファステイツ城東204
破産者　大吉　　恵
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
北海道小樽市潮見台４丁目89番地
破産者　田近　弘高
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３６号
岩手県八幡平市平舘第26地割28番地２　ハウスムラキＣ棟101号
破産者　伊藤　一則
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８６２号
仙台市宮城野区白鳥１丁目34番16―401号
破産者　赤坂　信吉
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７６号
宮城県塩竈市新浜町２丁目21番２号　市営新浜町住宅３号棟61号
破産者　相澤　澄子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８９０号
仙台市青葉区川平２丁目８番23号
破産者　小野ちとせ
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
埼玉県児玉郡神川町大字上阿久原401番地
破産者　浅見　法子
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７５３号
横浜市鶴見区梶山１丁目５番７―511号
破産者　永澤　　滿
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９７号
東京都世田谷区砧５丁目13番22号　高蔵荘15号室、開始決定時の住所横浜市南区西中町４丁目80番地６　南太田ハイツ202
破産者　渡邉　喜典
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０１９号
神奈川県横須賀市浦賀５―27―７　西村方、住民票上の住所神奈川県藤沢市菖蒲沢845番地の11
破産者　武藤　明夫
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
横浜市緑区台村町126番地　ステップス503号
破産者　長島　正道
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０号
横浜市保土ケ谷区峰沢町134番地　ソーマ荘107号
破産者　大木　健次
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５号
横浜市鶴見区馬場５丁目４番36号　マイキャッスル鶴見Ⅱ104
破産者　鈴木　千春
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号
横浜市磯子区滝頭１丁目６番22号　エヌジーエス滝頭202号
破産者　永久　和幸
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０号
仙台市若林区荒井字畑中50　フレールしょうじ202号、住民票上の住所滋賀県長浜市勝町878番地３
破産者　松本　浩二
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係